



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所
- 支店 荒田八幡事務所



第260号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

談論風発

太陽と地球と月が一直線に並ぶ3年ぶりの皆既月食が、5月26日全国各地で見られました。さらに月が今年一番地球に接近するスーパームーンの月と、24年ぶりに重なりました。楽しみにしていた天体ショーは、梅雨空が広く雲に覆われて鹿児島での観測はできませんでした。そんな中、コロナ対策に万全の注意をはらいながら、税務署への提出を全て済ませ、若葉の緑が眩しい6月を迎えました。

菅首相は5月28日コロナ対策本部会合を官邸で開き、東京や大阪など9都道府県に発令中の緊急事態宣言の期限を、31日から6月20日に延長すると決定しました。感染力が強い英国やインド由来の変異株拡大を踏まえ、宣言期間延長を決めました。その後の記者会見で、東京五輪・パラリンピックに国内の観客を入れる方向で検討すると表明、宣言下での開催の是非を問う質問には「さまざまな声に耳を傾け、準備を進めていきます」と答えていました。

コロナ感染の終息の気配が見えてこないのです。頼みの綱のワクチン接種は進まずに、ワクチン開発で米・英・中が続いてベトナムやインドにも遅れを取って、ワクチン後進国といわれました。度重なる緊急事態宣言だけでは感染の波を十分に抑えきれず、ワクチンの接種率を高めなければ出口が見えてこないことも分かってきました。『1日100万回』とトップからの号令がかかり、高齢者接種を7月末に完了に向けて、全国で拍車をかけてきました。

日本オリンピック委員会（JOC）の理事山口香氏は『やるも地獄、やらぬも地獄』と日本の置かれた現状を表現しました。国民の8割近くが疑義を感じているのに、声を聞く気がないと厳しい意見を述べました。また関係機関との調整が多岐にわたり、中止には手遅れとの見解でした。全国紙やテレビでも開催の是非については賛否が二分されて、談論風発して賛成する側の意見では、楽観は禁物としながら、ワクチン接種が計画通り進み万全な感染対策を講じれば、五輪は開催可能との判断を示しています。

放映中のNHK大河ドラマ『青天を衝け』では、“日本資本主義の父”と呼ばれる渋沢栄一の幕末から維新への生涯が描かれています。コロナで先が読めず誰もが不安の中

目次

ごあいさつ “談論風発”	…1P
税務カレンダー	…2P
2021年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
鹿児島県コロナ対策時短要請協力金について	…3P
会計・税務のQ&A!	
“在宅勤務に係る費用負担等の源泉所得税について”	…4・5・6P
所内ニュース “こんにちは 赤ちゃん”	…6P
所長コラム 甲南永山事務所 所長 永山彰久	…7P
随想 “『ゆっくり急ぐ』上川路 美恵野”	…8P

にいるという点では、幕末も現在と似たような状況にありました。渋沢の著書に『論語と算盤』があります。時代は欧米列強に迫りつづために、人々が利殖第一の考え方におちいった時期でした。そんな世情に警鐘を鳴らし、『論語』を通して人生の原理原則の大切さを説きました。百年たった今日でも通用すると高い評価を受けています。

世代やジャンルを超えて日本中の耳目を集める藤井聡太二冠（棋聖・王位）の初タイトル防衛棋聖戦五番勝負が、6月6日に始まりました。挑戦者は最強の実力者渡辺明三冠（名人・棋王・王将）です。渡辺三冠は、「今回の五番勝負はこれからの将棋界の立ち位置を考える上での試金石となる」と第一人者の覚悟を語りました。続いて藤井二冠のタイトル防衛王位戦の挑戦者は豊島将之二冠（竜王・叡王）と決まりました。今年の将棋界は、藤井二冠を中心に話題沸騰の活気を呈しています。

米大リーグに挑戦して4年、大谷翔平選手が大ブレイクのシーズンを迎えました。投打にわたる“二刀流”の驚異の活躍を専門誌は熱く報道し始めました。走力があり守備力も高く、“もはや二刀流と呼ぶのは正しくない”と万能なプレースタイルに米国のファンは“三刀流”の行方に注目を集めています。性格は明るく顔はハンサム、大リーガーの中でも頭一つ抜けて大柄で日本人のイメージアップに、大きく貢献してくれています。（令和3年6月吉日）

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2021年6月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 	11	12
13	14	15 	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30 			

〈4月決算会社申告書提出〉

6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付

6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2021年7月

〈5月決算会社申告書提出〉

8月2日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 8月決算法人 第3四半期分
 - 11月決算法人 第2四半期分
 - 2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付（第一期分）

7月12日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

2021年6月の経理・税務チェックリスト

Page 3
260 号

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



個人住民税の特別徴収の新年度スタート

□ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更に間違いがないか確認しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

売掛金回収状況の確認

□ 売掛金の回収状況は、資金繰りを左右しますので管理と確認をしっかりと行いましょう。不良化の危険がある場合にはどう対策をとるかも入念に確認・検討を行っておくことが大切です。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

障がい者、高年齢者雇用状況の確認

□ 障がい者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日までとなっていますが、所轄のハローワークによっては、6月末までの提出をアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

お知らせ

令和3年6月1日現在

鹿児島県飲食店 営業時間短縮要請における協力金について

要請内容	令和3年5月7日 飲食店の営業時間短縮要請	令和3年5月20日（出水市22日） 飲食店の営業時間短縮要請
	期 間：令和3年5月10日～5月23日（14日間） 営業時間：5 時～21時まで（酒類提供11～20 時まで）	期 間：令和3年5月24日～6月6日（14日間） 営業時間：5 時～21時まで（酒類提供11～20 時まで）
鹿児島市 霧島市	【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においてもこの方法を選択可） 1店舗あたり「上限280万円」	【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においてもこの方法を選択可） 1店舗あたり「上限280万円」
奄美市 和泊町 知名町	【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においてもこの方法を選択可） 1店舗あたり「上限280万円」	営業時間短縮要請の対象区域外となっています
出水市	営業時間短縮要請の対象区域外となっています	【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においてもこの方法を選択可） 1店舗あたり「上限280万円」
申請受付	令和3年6月1日（火）～7月16日（金）まで（当日消印有効） 詳細は鹿児島県HPで公開されています	令和3年6月7日（月）～7月30日（金）まで（当日消印有効） 詳細は鹿児島県HPで公開されています

お問合せ先：鹿児島県時短要請協力金事務局 099-295-0286（平日9:00～17:00）

会計・税務のQ & A！



テーマ 『在宅勤務に係る費用負担等の源泉所得税について』

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて人と人の接触機会を少なくするため、オフィスに行かずに自宅で仕事をする **在宅勤務**という働き方が急速に広まってきました。こうした中、国税庁は「**在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ**」(源泉所得税関係)をホームページ上で公表し、随時更新しています。在宅勤務で混在しがちな通信費や事務用品の合理的な区分・計算方法などが示されていますので、今回はその内容を少しご紹介したいと思います。

国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」(源泉所得税関係)参照

Q. 「在宅勤務手当」企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する 必要はありますか。

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の**実費相当額を精算**する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

Q. 「在宅勤務に係る事務用品等の支給」在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要はありますか。



企業が所有する事務用品等を従業員に**貸与**する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する**現物給与**として課税する必要があります。

上記の「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えありません。

Q. 「室内消毒の外部への委託費用やPCR検査費用等」当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した在宅勤務を行う自宅のスペースの消毒に係る外部業者への委託費用や PCR検査費用等を従業員に支給する予定ですが、この費用の支給については、従業員に対する給与として課税する必要がありますか。

在宅勤務に関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用や企業の業務命令により受けたPCR検査費用など業務のために通常必要な費用について、その費用を**精算**する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません（企業が委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）。ただし、従業員が自己の判断により支出した消毒費用やPCR検査費用など業務のために通常必要な費用以外の費用や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を**企業に返還する**必要がないものは、従業員に対する給与として課税する必要があります。

Q. 「業務使用部分の清算方法」在宅勤務に通常必要な費用を「精算する方法による場合は、従業員に対する給与として課税する必要がない」とのことですが、その方法とはどのようなものですか。

在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。この方法としては、次の方法が考えられます。



① 従業員へ貸与する事務用品や環境整備に関する物品等の購入

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する方法

ロ 従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する方法

② 電気料金・通信費

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする方法

ロ 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする方法

Q. 「電気料金に係る業務使用部分の計算方法」従業員が負担した電気料金について、在宅勤務に要した部分を支給する場合、業務のために使用した部分はどのように計算すればよいですか。

基本料金や電気使用料については、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。例えば、次の【算式】により算出したものを従業員に支給した場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

【算式】

業務のために使用した基本料金や電気使用料	=	従業員が負担した1か月の基本料金や電気使用料	×	業務のために使用した部屋の床面積 自宅の床面積	×	その従業員の1か月の在宅勤務日数 該当月の日数	×	$\frac{1}{2}$	※
----------------------	---	------------------------	---	----------------------------	---	----------------------------	---	---------------	---

※ 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合

(注) 上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本料金や電気使用料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。



(例) 従業員が9月に在宅勤務を20日間行い、1か月に基本料金や電気料使用料1万円を負担した場合の業務のために使用した部分の計算方法

$$10,000 \text{ 円} \times \frac{30\text{㎡ (仕事部屋)}}{120\text{㎡ (自宅床面積)}} \times \frac{20\text{日 (在宅勤務日数)}}{30\text{日 (9月の日数)}} \times \frac{1}{2}$$

Q.〔電話料金に係る業務使用部分の計算方法〕従業員が負担した電話料金について、在宅勤務に要した部分を支給する場合、業務のために使用した部分はどのように計算すればよいですか。

①通話料 通話料（下記の基本使用料を除きます。）については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できますので、その金額を企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する従業員については、通話明細書等による業務のための通話に係る料金に代えて、例えば、次の【算式】により算出したものを、業務のための通話に係る料金として差し支えありません。

② 基本使用料 基本使用料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。例えば、次の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

【算式】

$$\begin{array}{lcl} \text{業務のために} & & \text{従業員が負担した} \\ \text{使用した基本使} & = & \text{1か月の基本使用} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2} \quad * \\ \text{用料や通信料等} & & \text{料や通信料等} \end{array}$$

※1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合

詳細は国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」（源泉所得税関係）でご確認下さい。

所内ニュース！

こんにちは 赤ちゃん

職員に赤ちゃんが生まれましたのでご紹介します！

職員の嬉しいニュースは、職場の仲間達に元気と癒しを与えてくれました☆



さな
沙奈ちゃん

5月20日に第二子となる女の子を出産しました。

予定日ぴったりの出産でした。

妊娠中から職場の方々や周囲の人たちに助けていただき、感謝しています。

2人の育児に毎日が慌ただしく過ぎて、あたふたすることばかりですが、夫婦力を合わせて愛おしい子供たちと笑いの溢れる家族をつくっていきたいと思います。

畠中 拓郎・由香

甲南永山事務所 所長コラム

テーマ：「強運御守」

甲南永山事務所 所長 永山彰久

東郷平八郎誕生地
(加治屋町)

昨年7月より(税法)上川路会計甲南永山事務所として、職員4名とともに上川路会計グループの一員として仕事をさせていただいております、税理士の永山彰久と申します。長生代表、美恵野所長以下職員の皆様とともに地域、顧問先様へ貢献できるよう頑張っております。よろしくお願いいたします。

甲南永山事務所は、私の祖父の代より鹿児島市上之園町で税理士業務を行ってまいりました。事務所がある甲南地区周辺は、皆様ご存じのとおり西郷隆盛や大久保利通など幕末の偉人の名所旧跡が多いところです。日露戦争での活躍で有名な東郷平八郎の誕生地も同地区の県立中央高校の敷地内にあります。

東京の原宿に「至誠」「勝利」「強運」(東郷平八郎は強運の持ち主としても有名だったそうです)の神様として、東郷平八郎が祭られている「東郷神社」というのがあるのをご存じでしょうか。

東郷神社は「勝守(かちまもり)」というお守りが有名なのですが、学生の頃は遊びに夢中で、竹下通りや代々木公園、表参道には良く行きましたが、東郷神社は竹下通りの路地を挟んで50mほどのところにあるにもかかわらず、今まで訪れたことがありませんでした。

仕事で県外へ行く機会は少ないのですが、数年前たまたま東京へ行く機会があり、ちょうど双子の娘たちが高校受験を控えた年の秋だったということもあり、東郷神社へ参拝に行ってきました。竹下通りの街の喧騒とすぐ隣の厳かに佇む神社の静寂さという、都会の中でのギャップに驚いたのを覚えております。

参拝に訪れた10月1日は、毎月一日と年に数回しか購入することができない「強運御守(きょううんおまもり)」というものがいただける日でもあったということの後から巫女さんに聞き、思い付きで訪れた私にとっても、とてもラッキー(強運)な日となりました。

あの時の娘たちも今年は大学受験の年を迎えております。コロナが落ち着いていつでも参拝にいける日常に戻るようお願いばかりです。



東郷神社 (〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-5-3)

明治通りと竹下通りに隣接する境内。一步足を踏み入れればそこは静寂に包まれています。約8600坪の境内には杜と池が広がります。春にはウグイスが鳴いたり、カワセミが神池で水浴びをしていたり、夏にはカブトムシも見られます。また池の鯉には一般の方も餌もあげられるので自然の木花、動物の大切な豊かさを感じられる場所になっています。

東郷神社HPより



早い梅雨入りで今年は五月晴れを十分に見ることなく終わり、曇天に紫陽花の映える六月です。六月が過ぎれば今年も後半。六月十日は時の記念日ですが、限りある時間を大切にしなければと改めて思います。

五月、六月は三月決算法人の決算とそれに続く監査、役員会や総会などが重なって一番の繁忙期です。あれもこれも、とやらなければならないことが次々浮かんできてかえって集中できない悪循環に陥ってしまいます。

この時期は「ゆっくり急ぐFestina lente. (フェスティナ・レンテ)」を心がけて、急ぎすぎて思わぬ見落としをしないように、同時に貴重な時間を無駄に費やすことは慎むように思っているのですが凡人にはなかなか難しい心得です。

こんな日々の仕事の息抜きにはよく絵本を眺めています。先日『はらぺこあおむし』の作家エリック・カールさんが亡くなりました。小さな青虫がいちごやすももやケーキにソーセージ、なんでもぱくぱく食べて最後に大きく美しい蝶になるという色彩鮮やかな絵本で子供から大人まで50年にわたって親しまれてきました。

訃報に接して改めて作品を見直しているのですが、今の気分にぴったりの絵本『ゆっくりがいっぱい』を見つけました。

裏表紙にエリック・カールさんからのメッセージが記載されています。

『なんで いつも いそいでいるんだろう？

はやく はやく はやく！ って

(中略)

こんなんじゃ ともだちといっしょに ゆうひをみたり

よぞらのほしを みあげたり——なんて するひまがないよ

ああ——ほんのすこしでもいいから——

ものしずかな ナマケモノから

なにかを かんじとって くれたらなあ (後略)

(このメッセージの全文は偕成社のホームページに掲載されています)

つい忙しい忙しいと口にしてしまいハリネズミのように神経をとがらせているのが恥ずかしくなります。

コロナ禍も重なって気持ちに余裕が持ちにくい現状ですがナマケモノくんの「ゆっくりのんびりおっとりと」のリズムを心に取り戻しつつ、繁忙期を乗り越えたいものです。



「ゆっくりがいっぱい」/偕成社



竹の杖示す葉陰の熟れすもも

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

■支店 荒田八幡事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田2-9-18
Tel 099-252-3950 FAX 099-252-3951

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年は例年よりかなり早い梅雨入りとなりました。お休みの日に少しでも晴れ間が出ると、布団や傘を干したり、かさばる消耗品の買い出しに出たりと大忙しです。「晴れ間にやりたい事リスト」はなかなか減りませんが、短い時間に集中して動くので、いつもより充実感を得られているような気がします。

編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

